

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☝ 保険金額が未確定の場合の雑損控除

Q: 昨年、自宅が火災にあいましたが、その火災保険金の額がまだ確定していません。確定申告で雑損控除を受けたいのですが、どのように計算すればよいのでしょうか。

A: 受け取ることとなる保険金等を見積もって、その見積額に基づいて損失額を計算します。

【解説】

雑損控除は、災害や盗難、横領により、住宅や家財などに損害を受けた場合に適用されます。

雑損失の対象となる損失額を計算する場合には、保険金、損害賠償金、損害保険契約又は火災共済保険契約に基づいて被災者が支払いを受ける見舞金や資産の損害の補てんを目的とする任意の互助組織から支払いを受ける災害見舞金などがあるときは、これらの金額を損失額から差し引かなければならないことになっています。

この場合、確定申告書を提出する時までには、保険金等の金額が確定していないときには、受け取ることとなる保険金等を見積もって計算することとされています。

なお、その見積額が後日確定した保険金等の額と異なるときは、さかのぼって損失額を訂正することになります。

ご質問の場合、確定申告の際には、その損害の程度、保険契約の保険金等から、補てんされる保険金を見積もって、雑損控除の計算する必要があります。

